

表示の適正化に向けた取組状況（令和7年度）

1 家庭用品品質表示法等に基づく立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づき、それぞれ市内の販売店舗への立入検査を毎年度実施している。

(1) 家庭用品品質表示法 15店舗 6品目 1,498点（不適正な表示0件）

消費者が日常使用する家庭用品（バケツ、洗面器等）を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、商品ごとに定められた必要な表示があるか検査を実施している。

(2) 消費生活用製品安全法 19店舗 12品目 626点（不適正な表示0件）

消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造および販売を規制しており、規制対象品目には、自社での確認が義務付けられている特定製品（石油ストーブ等）と、その中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品（ライター等）がある。また、特定製品のうち、子供向けの製品であり生命または身体に対する危害の防止を図るために必要と認められるものは子供用特定製品として規制されている。

上記製品は、国の定めた技術上の基準に適合していることを示す表示（PSCマーク）がなければ販売できないため、PSCマークが表示されているか検査を実施している。

○特別特定製品
（ライター等）



○特別特定製品以外の特定製品
（石油ストーブ等）



○子供用特定製品かつ特別特定製品
（乳幼児ベッド）



○子供用特定製品かつ特別特定製品以外の特定製品
（乳幼児玩具等）



(3) 電気用品安全法 34店舗 6品目 1,096点 (不適正な表示0件)

電気用品（モバイルバッテリー、ACアダプター等）の製造または輸入を行う事業者は、法に定められた手続き等の義務を履行したうえで、電気用品に電気用品安全法で定められた安全規格を満たしていることを示す表示（PSEマーク）がなければ販売できないため、PSEマークが表示されているか検査を実施している。

○特定電気用品

（ACアダプター等）

○特定電気用品以外の電気用品

（モバイルバッテリー等）



2 食品表示法に基づく調査指導等

食品表示法のうち「品質事項」について、不当な表示を行っている疑いがある札幌市内の食品関連事業者に対し、調査・指導を実施している。

食品表示法

品質事項：名称、原材料、原産地、内容量、表示責任者等（消費生活課）

衛生事項：添加物、アレルギー、賞味期限、製造所・加工所等（食の安全推進課）

保健事項：栄養成分、機能性食品表示等（ウェルネス推進課）

食品表示例

【誤】

名称 美味しい★国産しょうゆ
原材料名 大豆、小麦、食塩、…

【正】

名称 こいくちしょうゆ ※1
原材料名 大豆（国産）※2、小麦、食塩、…

※1 加工食品の名称はその内容を表す一般的な名称を表示する。

そのため、「美味しい★国産しょうゆ」は不適切であり、「こいくちしょうゆ」等と表示するのが正しい。

※2 国産の加工食品は、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地または製造地を表示する。この場合、「大豆（国産）」、「大豆（北海道産）」等と表示するのが正しい。

(1) 指導 8件

生鮮食品の名称及び原産地の欠落があったものが4件、加工食品の原料原産地の不適正な表示及び表示の欠落があったものが2件、加工食品の不適正な原材料表示があったものが1件。加工食品の一括表示欄に、禁止されている宣伝文句の表示が

あったものが1件。

(2) 回付（他の機関への情報送付） 1件

加工食品の表示の疑義について、対象事業者の事業域が市外であることを確認したため、当該事業者を管轄する自治体へ疑義情報を送付したもの。

(3) 令和8年度へ調査継続したもの 11件

生鮮食品の原産地表示に関する疑義のあるものが6件、生鮮食品の名称表示に関する疑義のあるものが2件、生鮮食品の名称及び原産地表示に関する疑義のあるものが2件、加工食品の表示事項全般に関する疑義のあるもの1件について、令和8年度へ調査継続したもの。

3 食品表示の適正化に向けた取組

食品表示法のうち「品質事項」について、事業者や市民からの問合せに対し、適切な表示や、食品表示に係る法令等について案内している。

食品表示に関する問い合わせ対応 97件

問合せの内容は、名称、原材料、原産地、内容量、表示責任者等、多岐にわたっている。食品表示法、食品表示基準、食品ごとの公正競争規約、有機JAS規格、牛や米のトレーサビリティ法等、様々な根拠に基づき回答している。